

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争
入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

(平成4年10月1日告示第640号)

最終改正 令和6年8月13日告示第455号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、長野県の発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の委託の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のように定め、昭和49年長野県告示第81号は廃止する。

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第1 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)の競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者(共同企業体(2又は3の建設業者が一の場所において行われる建設工事を共同して請負って、かつ共同施工する企業体をいう。)にあっては各構成員)は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるすべての要件に該当していなければならない。

建設 工事 の 申 請	<p>(1) 入札参加資格審査の申請をする日(以下「申請の日」という。)現在において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。</p> <p>(2) 次に掲げる入札参加資格申請の区分に従い、当該区分に定める法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査の結果について、法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)の請求をしていること。</p> <p>ただし、アにおける総合評定値の基準の日(イにあっては、当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の終了する日)以降申請の日までの間に、営業譲渡、会社の合併、会社の分割、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の開始決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続の開始決定若しくは更生計画の認可により当該期間内の日を基準とする総合評定値を請求している場合にあっては、当該総合評定値の請求をもってこれとみなす。</p> <p>ア イ以外の入札参加資格申請 申請の日の直前の10月1日(以下「資格審査基準日」という。)が属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を基準とする総合評定値の請求</p> <p>イ 大型建設工事等(1件当たりの工事の予定金額が10億円(ただし、建築一式工事にあつては20億円)以上の建設工事等をいう。)の一般競争入札に係る入札参加資格申請 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の終了する日を基準とする総合評定値の請求</p> <p>(3) 入札参加資格を希望する建設工事の種類について前号の事業年度の終了</p>
-------------------------	--

	<p>する日の直前2年間の各事業年度に完成工事高があること。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 法人にあっては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。また、個人にあっては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに個人の市町村民税に未納がないこと。</p> <p>(5) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>(6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(7) 申請の日現在において、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していること(届出の義務がない者は除く)。</p>
建設コンサルタント等の業務の申請	<p>(1) 次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。</p> <p>ア 測量 資格審査基準日及び申請の日において、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること。</p> <p>イ 建築コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。</p> <p>ウ 建設コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー(この表において「RCCM」という。)、認定技術管理者若しくは建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者を有していること。</p> <p>エ 地質調査 資格審査基準日及び申請の日において、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録(以下「地質調査業者登録規程による登録」という。)を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM、地質調査業者登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者若しくは地質調査技士を有していること。</p> <p>オ 補償コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条の規定による登録(以下「補償コンサルタント登録規程による登録」という。)を受け、</p>

	<p>又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士、補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験者若しくは補償業務管理者を有していること。</p> <p>(2) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。</p> <p>(3) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する年度の直前1年間の事業年度において業務実績があること。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 法人にあつては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。また、個人にあつては、都道府県税並びに消費税及び地方消費税並びに個人の市町村民税に未納がないこと。</p> <p>(5) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>(6) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(7) 申請の日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること(届出の義務がない者は除く)。</p>
--	---

(建設工事の競争入札参加者の資格)

第2 建設工事の入札参加資格は、次の各号に掲げる事項について審査した結果に基づき、法第2条第1項に規定する建設工事の業種ごとに付与するものとする。

- (1) 法の規定に基づく経営事項審査の項目及びこれらについての結果
- (2) 工事経歴
- (3) 資格審査基準日における次の状況（長野県内に本店を有する者に限る。）
 - ア 長野県が発注した工事の成績等技術力に関する状況
 - イ 雇用環境に関する状況
 - ウ 社会的責任・貢献に関する状況
- (4) その他知事が必要と認める事項

(建設コンサルタント等の業務の競争入札参加者の資格)

第3 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格は、次の各号に掲げる事項を審査した結果に基づき、測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ認定するものとする。

- (1) 資格審査基準日及び申請の日における登録状況

- (2) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度における業務実績
- (3) 建設コンサルタント等の資格審査基準日及び申請の日における技術職員
- (4) 営業年数
- (5) その他知事が必要と認める事項

(審査の基準等)

第4 第2及び第3に基づく審査の基準等は、別に定める。

前 文 (抄) (令和3年9月30日告示第517号)

令和7年5月1日以降に付与する競争入札参加資格の審査の申請から適用します。